

社会福祉法人三次市社会福祉協議会 ふれあい・いきいきサロン活動費助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、隣近所の高齢者、障害者、子どもをはじめ、住民の誰もが気軽にいつでも寄り合え、お互いが生活の張りを持ち合えるような場づくりを通して、地域での孤立予防や地域住民による日頃の見守り・支え合い活動へ展開していくふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）に対して、三次市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）がサロンの活動費を助成することにより、明るく住みよい福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 サロンの助成対象は、つぎに掲げる要件を備えたサロンとする。

- (1) サロンを当該年度に開設しようとする場合。
- (2) 原則として年6回以上のサロンの開催頻度であること。
- (3) 65歳以上の高齢者、就学前の子育て中の親子、障害児者のいずれかがサロンへ参加していること。
- (4) サロン参加者数は概ね5人以上とし、地域の規模や会場スペースに応じたものであること。
- (5) サロンへの参加者に対して会費や参加費を無理のない範囲で徴収するなど、自主財源の確保に努められること。
- (6) サロンの開催に際し、当該地区自治会や地区社会福祉協議会、市社協と連携をとること。

(助成の金額および対象経費)

第3条 サロンへの助成の金額および対象経費は、つぎのとおりとする。

- (1) 1サロン当たりの助成金額は、市社協の予算の範囲内で別表を上限とし助成する。
- (2) 助成の対象となる経費は、講師謝金、材料費、施設使用料、サロン保険料、茶菓代等とする。

(助成申請手続き)

第4条 助成金の交付を受けようとするサロンは、別紙様式1に所定事項を記入し、市社協会長に申請するものとする。

(助成金の決定および請求)

第5条 市社協会長は、助成金申請書を受理したときは、その事業内容を審査のうえ、助成金額を決定し、助成金交付決定を通知するものとする。

(実績報告)

第6条 助成金の交付を受けたサロンは、当該年度の事業完了後速やかに別紙様式2により、市社協会長に報告するものとする。

(秘密保持)

第7条 サロンの運営にあたっては、参加者のプライバシーの保護に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年2月5日から適用する。

別表

参加・登録人数	単位サロン基礎割り	人数当たり	助成額
5～10人	5,000円	8,000円	13,000円
11～15人		13,000円	18,000円
16～20人		15,000円	20,000円
21人以上		18,000円	23,000円